

2024年9月3日
第四北越証券株式会社

令和6年台風第10号により被害を受けた方々への支援について

令和6年台風第10号により被災されました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用市町村にお住まいの皆さまに対しまして、次の通り可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

1. 弊社に届出の印鑑を紛失された場合でも、被災状況を踏まえた確認方法をもってご本人であることを確認させていただき、払い戻しに応じさせていただきます。
2. 預り有価証券等の売却又は解約代金の受渡日以前（即日を含みます）のお支払いの申出があった場合には、可能な限り払い戻しに応じさせていただきます。

令和6年台風第10号に伴う災害にかかる災害救助法適用市町村があるエリア

(8月31日現在)

神奈川県内、静岡県内、愛知県内、岐阜県内、福岡県内、大分県内、
宮崎県内、鹿児島県内

詳細につきましては、担当支店までお問い合わせください。
被災地の早期の復旧をお祈り申し上げます。

以上